

# 令和6年第9回教育委員会議事録

令和6年5月22日（水）

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和6年5月22日（水）午後2時00分～午後3時56分

場 所 教育委員会室

出席委員 教育長 渋谷 正宏 委員 對馬 初音

委員 久保田 福美 委員 伊井 希志子

委員 前田 小百合

出席説明員 事務局次長 岡本 勝実 教育政策担当部長 松尾 了  
生涯学習担当部長 教育人事企画課長

学校整備・支援担当部長 高山 靖 庶務課長 渡邊 秀則  
学校ICT担当課長

学務課長 森 令子 特別支援教育課長 河合 義人  
就学前教育支援センター所長

学校支援課長 中曾根 聡 学校整備課長 安川 卓弘

学校整備担当課長 鈴木 伸建 生涯学習推進課長 本橋 宏己

済美教育センター長 古林 香苗 済美教育センター 加藤 則之  
所 統括指導主事

済美教育センター 清水 里恵 済美教育センター 半野田 聡  
統括指導主事 教育相談担当課長

中央図書館長 出保 裕次

事務局職員 庶務係長 佐藤 守 法規担当係長 中野 雄介

担当書記 松尾 菜美子

傍聴者 2名

## 会議に付した事件

### (議案)

- 議案第42号 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 議案第43号 杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
- 議案第44号 杉並区教育ビジョン2022推進計画の改定について
- 議案第45号 令和6年度杉並区一般会計補正予算(第3号)  
(区議会提出議案に関する意見聴取)
- 議案第46号 杉並区立宮前図書館外7館の指定管理者候補者選定委員会の設置について

### (報告事項)

- (1) 外部有識者の意見を踏まえた教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策の検討について
- (2) 「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について
- (3) 区立学校におけるICT推進に関する取組について
- (4) 学校運営協議会委員の任命について
- (5) 学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画等の策定について
- (6) 杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について
- (7) 令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について
- (8) 区立図書館8館における今後の管理運営について
- (9) 杉並区子ども読書活動推進計画の改定について

## 目次

### 議案

議案第42号	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	4
議案第43号	杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	4
議案第44号	杉並区教育ビジョン2022推進計画の改定について	6
議案第45号	令和6年度杉並区一般会計補正予算（第3号） （区議会提出議案に関する意見聴取）	43
議案第46号	杉並区立宮前図書館外7館の指定管理者候補者選定委員会の設置について	44

### 報告事項

(1)	外部有識者の意見を踏まえた教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策の検討について	13
(2)	「(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例」の制定に向けた取組について	17
(3)	区立学校におけるICT推進に関する取組について	23
(4)	学校運営協議会委員の任命について	27
(5)	学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画等の策定について	28
(6)	杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について	31
(7)	令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について	31
(8)	区立図書館8館における今後の管理運営について	39
(9)	杉並区子ども読書活動推進計画の改定について	41

**教育長** 定刻になりましたので、ただいまから令和6年第9回杉並区教育委員会定例会を開催いたします。

本日は、對馬委員が杉並区教育委員会会議規則第4条の2の規定に基づくオンライン出席となっております。

本日の会議について、事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員とのご指名がございました。よろしくをお願いいたします。

本日の議事日程についてでございますが、議案が5件、報告事項9件を予定しております。以上でございます。

**教育長** それでは、本日の議事に入りますが、議案第45条につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく区長からの意見聴取案件として、意思形成過程上の案件となっております。また、第46号につきましては、杉並区情報公開条例第6条第1項第5号の規定による区の意思形成過程上の案件となっております。したがって、議案第45号及び46号の審議につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、そのようにいたします。

なお、杉並区教育委員会会議オンライン出席取扱基準第3条第2項の規定に基づき、非公開の議事についてはオンライン出席が認められないことから、對馬委員におかれましては、当該議事の審議をご欠席いただきますので、ご了承ください。

それでは、まず他の議案の審議を行いますので、事務局から説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、私の方から夏季休暇に関する規定の整備として関連がありますので、次に申し上げる2議案を一括で上程いたします。

日程第1、議案第42号「杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」、日程第2、議案第43号「杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則」、以上2議案について、私からご説明を申し上げます。資料をご確認ください。

区は、夏季休暇が取りやすい環境をより一層整備するという目的で、

夏季休暇の取得期間を拡大することといたしました。このことに伴いまして、幼稚園教育職員及び会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正するものでございます。

はじめに、議案第42号の改正内容についてご説明申し上げます。議案の最後に添付しております新旧対照表をご覧ください。

第27条の「夏季休暇」の規定におきまして、現在「7月1日から9月30日まで」としている当該休暇の対象となる期間を、「6月1日から10月31日まで」に改めるものでございます。

議案を1枚お戻りください。附則がでございます。

施行期日でございますが、公布の日から施行することとし、本日の公布を予定しております。

次に、議案第43号の会計年度任用講師に係る規則につきましても、第42号と同様の改正を行うものでございます。

なお、いずれの議案につきましても、条例の規定に基づき、特別区人事委員会の承認を得ております。

以上で、説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。前田委員。

**前田委員** すみません。すごく素朴な疑問なのですが、これ夏休みの休暇ということですよ。

**庶務課長** はい。

**前田委員** ちなみに、これは冬休みとかは特に関係なく。

**庶務課長** そうですね。職員については夏季休暇のみが特別休暇として設定されているので、冬とか春は残念ながらございません。

**前田委員** なるほど。夏期休暇として何日という設定なのですね、年間で。

**庶務課長** はい。

**前田委員** 分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、他にご意見、ご質問ございませんので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** 議案の採決に当たり、ただいま一括上程した議案に対し、一括して採決を行うことに異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、一括して議案の採決を行います。議案第42号及び43号につきましては、原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第42号及び43号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第3、議案第44号「杉並区教育ビジョン2022推進計画の改定について」を上程いたします。

引き続き、私からご説明を申し上げます。資料をご覧いただきたいと思っております。

議案を1枚おめくりいただき、令和6年3月15月に公表した案につきまして、区民等の意見提出手続の実施結果等を踏まえて一部を修正したという内容で、以下に申し上げるとおり改定するものでございます。

1の「区民等の意見提出手続の実施状況」でございしますが、「実施期間」「公表方法」につきましては記載のとおりでございます。

また、「意見提出実績」でございしますが5件、延べ22項目についてご意見を頂いているところでございます。

2の「提出された意見と教育委員会の考え方」につきましては、別紙1をご覧いただきたいと思っております。こちらの1ページ、2番に網かけをしている意見につきまして、一部修正しているところがございます。また、令和4年12月1日から、企画課の通知によりまして、頂いたご意見は全文公開というのを原則としております。

修正箇所につきましては、別紙2をご覧ください。こちらは修正一覧になっております。

「パブリックコメントに伴う修正」といたしましては、給食の質と量の関係についてのご意見、無償化に伴って質が落ちることは全くないと。そのように不安に思われることもあるとも考え、より適切な記述に修正した内容でございます。

次に、「パブリックコメントによらない修正」といたしましては、14項目ございますが、概要的に、1点目は、「はじめに」をこのタイミングで追加をいたしました。本来は、パブリックコメントによらない修正では追加しておりませんが、新教育長として渋谷教育長が4月から就任

しておりますので、信頼される教育を目指して問題意識を持ってしっかり教育行政を推進していくことを表明するために、今回、「はじめに」という部分を追加してございます。

2点目といたしましては、この時期は5年度実績が判明する時でもありますので、現時点における最新の数値とするために、共通全ての表記について、4年度末から5年度末と表記を修正するものが7項目あったところです。

3点目につきましては、No. 8の「教育相談体制の充実」について、パブリックコメント期間中、いじめ問題対策について、(仮称)いじめ防止対策推進条例の制定に向けた取組を進めるなど、状況が一部変わっておりますので、そういった内容を追記したものでございます。

4点目として、実行計画など、ほかの計画の記述に文言を合わせるというところで一部微調整をしたものが3項目ございます。そのほか、残り2項目につきましては、より適切な記述に修正したという内容でございます。

これらの修正を加えたものが、別紙3の「教育ビジョン2022推進計画」となっております。

最後に、今後の主なスケジュールでございますが、本日決定いただきましたものにつきまして、6月の区議会、文教委員会に報告し、その後、「広報すぎなみ」等で一般区民への周知をしていくところでございます。

私からの説明は以上でございます。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何か質問、ご確認がありましたらお願いいたします。

**久保田委員** 修正一覧の別紙2の2ページNo. 6のところなのですが、令和5年、2023年度末の実績が「延べ4,717日」ということから、計画案の方で「延べ5,100日」とあるのと少し乖離しておりますが、この数字の差というのは、現状を見る限りでは、通常学級における介助員の必要性というのはすごく増えているという、それは変わらず今もあると思うのですが、にもかかわらず、この実績の数字がやはり少ないということは、例えば募集しても人が見つからないとか足りないとか、そういう理解でよろしいでしょうか。

**特別支援教育課長** まず、この5,100というのは予算額と、それに対して



4,717日、こちらは実績という形になっております。委員のご指摘のとおり、学校での支援員さんとか、様々な職種がありますけれども、やはりなかなか募集はするけど集まらない。ここはやはり課題としてあります。なので、今、委員から頂いた認識というところで、その部分は当たっていると考えております。

**久保田委員** ありがとうございます。ということで分かりましたが、やはり計画案で、要は数字を挙げて実際に予算化もし、進めていく中で、でも実際にはなかなか必要な人が集まらないということが現実としてあります。ですから、これからやはりいろいろな広報、PRも含めてより徹底していく中で、できる限り学校現場のサポートを果たしていくということで、これからもよろしくお願いしたいと思っております。そのことがまさに「一人ひとりの幸せ」「みんなのしあわせを創る教育」につながっていくことだと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

**特別支援教育課長** ありがとうございます。この間もホームページですとか、様々な媒体で募集はしているところですがけれども、やはり募集方法の工夫ですとか、様々な取り組んでまいりたいと存じます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**伊井委員** まず、このようにいろいろなご意見が区民の方から寄せられるという、これだけやはりビジョンに興味とか関心を持っていただいているということに、まず一つ大変ありがたく感じます。

また、そして一つ一つにこのように回答されていく姿勢は、すごく皆様のご尽力、また誠意という力を感じるところですがけれども、この寄せられた意見でいくつか採用されるようなところもありますが、そのほかの方々は、やはりご自身で興味を持って、もう1回自分の意見をしたことであったり、要望されたことを、要望した側が見るという形なのではないでしょうか。それとも、何かお返事のようなものをしていらっしゃるのか、お伺いできたらと思います。

**庶務課長** お一人お一人に返事はいたしません、ホームページ等で頂いたご意見、それに対する考え方については、この資料をお示しするというものでございます。

**伊井委員** では、公表されているという考え方でよろしいでしょうか。

**庶務課長** はい。

**伊井委員** 今後もこのような姿勢というのは、区民の方からと、それから教育委員会も含めて、区役所の在り方としてすごく伝わる場所であると思うので、今後も大事にしていく姿勢であってほしいなと思います。よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**前田委員** 先ほどの久保田委員のところにもちよつと関わるのですけれども、この学校の介助のボランティアの方や、ほかにも学校に地域の方が来ていただいて、クラスを見守っていただいたりということがあると思うのですが、これは学校ごとにやってらっしゃる、多分、調整をしていらっしゃるのかなと思っていて、そこにすごく大変さがあるのではないかと想像しております。

募集しても埋まらないところがあった時に、では、学校側はどんなふうに対応されているのかなとか、そこら辺はどのようなフローで募集して、応募が来て、足りない時はどうしているかというところの動きについて、教えていただけますか。

**特別支援教育課長** 例えば通常学級支援員さんでいきますと、もちろん毎年更新される方もいますけれども、4月に募集をしております。その前に、学校の方から、どれぐらい必要かという希望を取るのですが、その上で応募があった方の書類選考、それから面接を行いまして、支援員さんを決めます。

もちろん、その方の住んでいるところとか希望の日数とかいろいろありますので、そういうものを見ながらマッチングさせていくということで、今、委員からもありましたように、我々の方もかなり、そういう意味では、作業が結構大変なところはあります。

先ほどもありましたように、なかなかご希望に対して、報酬だけではなくて、埋められないところは正直あるのですけれども、やはりそのところは今度、先ほどの募集方法だけではなくて、どのようにこの配置するとかも含めてやって、少しその辺りについては、これまでにやってきたことを検証しながら、また考えてまいりたいと思います。

**前田委員** ありがとうございます。多分子どもに関わることなので、すごく慎重に選考されてやっていらっしゃる、手間をかけていらっしゃるということも理解できる場所なのですが、そこにすごく手間がかかっているという現実と、あとは人が集まらないとなった時に、多分

やりたいなと思っても、いろいろな条件が見合わないという時に、どうやったらやってくれるのかみたいところの、どっちかという掘り起こしも大事なのかなと思っていました。

一つ出てくるのは、多分金銭的なところはどうしても出てくるのかなと思うのですが、そこら辺も子どもたちの学びと考えた時に、そこから何が足りないのかという、あるところから探していくというよりも、そういう理想的な学びがあった中に何が足りていないのかという考えで、もう少しお金の手当とかを含めて検討いただけるといいかなと思いました。

あとは、もう1点が、9番の仮想空間の試行をするという話があったりとかすると思うのですが、今、結構、民間でもいろいろなことをやっているかなと思っていて、これ全部教育委員会でやっていくのはすごく大変なのではないかなと。

例えば仮想空間の学びの場を作って、やはり仮想空間は、子どもたちが離れたところにいるので、結構楽しませないと、なかなか難しいなというのをニュースで聞いたりもしているのですが、そういうところも区で全部やるというよりは、いろいろできている民間のものとも連携しながら、もう少しいろいろな力を借りながら、杉並の教育を充実させるような、そういう方向性も考えていけるといいのかなと思いました。

ちょっと私も仕事の中で、この間、探究学習をやりたいという学校の方々のサポートをすることになりまして、それはやはり民間の方が間に入って、子どもたちの探究学習を支えたりしているんですね。

学校の先生ももちろん一生懸命やっというところではありますけれども、探究学習は何かというところを専門にやっというところの方を入れることで、そこが充実することもあるのかなと思うので、全部学校の中で、例えば済美教育センターで研修を用意してとか、全部やったりするのももちろんあると思うのですが、もう少し外の力も借りてやっというところ、より早く、いいものが提供できるのかなと思ったので、そちらも検討いただけるといいかなと思いました。意見になります。

**教育相談担当課長** 昨年度から、さざんかステップアップ教室の和田教室の生徒を対象に、東京都が行っていますバーチャル・ラーニング・プラットフォームというところで、子どもたちに学びの場とコミュニケーションを取る場を設けています。昨年度のものを分析して、今年

度はさざんかステップアップ教室の全教室の児童・生徒を対象に広げていこうと考えています。

内容につきましては、やはり子どもたちの声として、大人と話すことができたとか、あと、AIドリル等で勉強できたというところが面白かったというところもあったので、そういったものを充実させつつ、あとは子どもたちのもうちょっとニーズに応えられるようなところを求めて、子どもたちの学びの保障とコミュニケーション、つながりというところを充実させていきたいなと考えております。

**前田委員** ありがとうございます。書くのがすごく苦手だけど、声で答えることができるみたいな子どもたちも結構多いなと思っているので、AIドリルとか、本当に紙ベースの学びだけではない子どもたちの学びが検討できることはすごく素晴らしいことだと思うので、引き続きお願いいたします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。對馬委員は大丈夫でしょうか。

**對馬委員** 皆さんの目線がこちらを向いているので。聞こえますでしょうか。すみません。今日はこんな形で失礼いたします。

支援員、支援ボランティアの話で、先日、ある学校の学校公開を見に行くと、入学して1か月たったかたないかの1年生の教室に、明らかに支援が必要だなというお子さんが2人いて、支援員さんが1人は入っているのですけれども、1人が1人に付きっきりだと、もう1人の子が見てもらえなくて、先生も若い先生で、小学1年生なんて、もともと学校に慣れていない子どもたちと割と若い先生、支援が必要な子が2人、支援者が1人という、これは大変だなというのを見ました。

やはり支援ボランティアさんも含めてですけれども、1つのクラスに何人もそういう方が入るのは難しいのかもしれませんが、現実的にはやはり入ってほしいなという感じがいたしましたので、先ほど前田委員がおっしゃったように、金銭的な部分もあると思うのですが、支援員さんであったり、支援ボランティアさんであったり、そういったものに関して、やはり人がいないとかいうことではなく、できれば潤沢につけていただきたいということ。

それから、ご意見をいろいろ頂いているのを拝見してはいても、たくさんご意見を頂いたのは、それだけ見てくださっている方がいるのだなと思いたしますが、頂いたご意見の教育委員会の考え方という答えとか、

そのご意見を拝見しているだけでも、「これはやっているのに」とか、私たちが知っていることをご存じないからご意見として挙がってくる、ご質問として挙がってくるのだなということも多く見受けられますので、こちらの発信が足りなくてご存じないこともたくさんあるのかなと、このご意見を拝見していて感じるところもありましたので、やはり発信方法、区のホームページに出しているといっても、多分、杉並区のホームページは、一般の人はそんなに多くはご覧にならないのかなと思ったりすることもあるし、学校から伝わってくることもなかなか受け止めきれない方もたくさんいらっしゃるかもしれないしというところで、もちろんたくさん発信をしていると思いますが、そここのところはちょっと届きにくくなっているから、こういったご意見やご質問も多くあるのかなというふうに感じました。以上です。

**庶務課長** ありがとうございます。

**特別支援教育課長** ご意見ありがとうございます。例えば通常学級支援員につきましては、やはりこの間も増やしてほしいと、そういうご要望などもありまして、実は昨年度の総合計画・実行計画の改定に併せて拡充ということで、今年度から取り組んでいくような形で、少しずつ改善を図ろうとしています。

ただ、先ほど他の委員にもお答えしましたとおり、やはり募集に対してなかなか集まらない状況だとか、もちろんこれは条件、あるいはやり方とか周知の方法とか、いろいろなところの課題はあると思いますので、拡充のところは第一歩ではあるのですが、そういうところも含めて、見直せるところとか、そういうところがあればやっていきたいと考えております。

**庶務課長** 後段のご意見、周知については、確かに對馬委員のご指摘のとおり、本当だったらやっていることがあるのに、なかなかそれが伝わっていない、広がっていかないというところは我々の反省点でありますので、これから周知の仕方、どういうやり方が一番効果的なのか、そんなことも考えながら、こういったご意見、それと修正内容の公表については取り組んでいきたいと思っております。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、以上でございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第44号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第44号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、続きまして、報告事項の聴取を行います。事務局より説明をお願いいたします。

**庶務課長** それでは、報告事項1番「外部有識者の意見を踏まえた教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策の検討について」、私からご説明を申し上げます。

令和5年度に、教育委員会事務局及び区立学校等で発生いたしました重大事故、更には公益通報により発覚した不適切な事案等につきまして、この間、発生した事案ごとに要因分析を行い、組織風土、組織体制も含めた様々な課題を整理したところでございますが、改めてそれらの分析結果と整理した課題、更には今後取り組むべき再発防止策を検証いたしまして、より実効性のある対策とするということを目的に検討委員会を設置いたします。

また、検討に当たりましては、検証、検討内容の客観性、対策の実効性を更に高めるという観点から、外部有識者による公平・中立的な立場からのご意見も頂きたいということを考えているところでございます。

1番に、「委員会の構成」として示しておりますが、参考資料1のとおり、教育委員会事務局と区長部局の関係職員で構成しておりまして、必要に応じて委員以外の外部有識者をお招きして意見を頂こうとしております。

2の「所掌事項」につきましては、主に5年度に発生、判明した事案に関わる、これまでの取組の検証と要因分析、再発防止対策の策定といたします。

3番「有識者からの意見聴取及び有識者の構成」につきましては、教育の分野、法律の分野、更には危機管理等の3分野から1名ずつ3人の有識者を選任いたしまして、本事業等における要因分析、再発防止対策について、公正・中立、第三者としてのご意見、更には各専門分野での視点によるご意見を、口頭での聴取と共に、意見書の提出をもって行っていくというものでございます。

「検討の進め方」につきましては、区が、記載のとおり行ってきた事案等の事実確認、要因分析等、有識者への情報提供、更には説明をしっかりと行った上で、疑問点や確認を要する点、要因分析の進め方等について、ご意見を頂いて参ろうと考えています。

必要に応じて追加の調査を行ったり、進め方の軌道修正等も行いながら検討の方は進めて参りたいと思います。更に、頂いたご意見を踏まえて最終調整を行い、報告書としてまとめて、区長の方に提出するものがございます。

5番「その他」といたしましては、必要に応じて委員会の下に作業部会を置くことにしております、参考資料1のと通りのメンバーでやっていく予定でございます。

最後に、「今後の主なスケジュール」でございますが、今週23日に第1回検討委員会を開催した上で、進め方を全体で確認します。更には、6月の第2回区議会定例会において、外部有識者の謝礼金について、この後、補正予算の内容を審議していただきますが、それを提出し、更に、文教委員会での報告をいたします。そして、10月に有識者の意見を踏まえて報告書として作成した上で、議会への報告をしていくという内容になってございます。

第2回区議会定例会に補正予算として提出する内訳は、後ほど、審議の中で明らかにする予定でございます。また、スケジュール等に関しては、参考資料に記載のとおりとなっております。

私からの説明は以上でございます。

それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 今回の不適切事案とそれに対する分析、再発防止対策等々、これについて、渋谷教育長の下で、ほぼ半年かけて取り組んでいくということで、これはとても重要なことだなというふうに思っております。

今回、第三者ということで有識者の意見聴取ということも計画に入っておりますし、予算化もされるわけですが、この第三者からの意見聴取と、検討委員会の進め方との兼ね合いというか、それはどのように進んでいくのかということと、11月の報告書の完成をもって、その後どのように進んでいくのか、分かりましたら教えていただければと思います。

**庶務課長** 5月に、まず第1回目を進めた後、6月以降、大体月1回ぐらいのペースで開催をしていく。有識者は正式なメンバーではございませんので、あくまでも外部の有識者ということで、ご意見をその間、途中途中で複数回頂いて、それをご意見として報告書に盛り込むような形になっていこうかなという感じになっております。

検討委員会そのものは、教育長をヘッドとして、今回、教育委員会と区長部局のメンバー、管理職で構成されたものでございますが、あくまでも教育委員会で起こった不適切な事案、重大事故に関連して、原因分析と再発防止という観点に、有識者の意見を添えて区長に最終的な報告をしていくという内容になりますので、そういった形で、あくまでもこの検討委員会の中でいろいろな意見、今までも、当然、教育委員会の中では、ある程度要因分析等もしてきたのですが、やはり区長部局の方の部署、総務であったり、コンプライアンスの担当、更には危機管理担当も含めて、いろいろご意見を頂く。

更には対外的な公表の仕方というのもありますので、危機管理の体制で、どういう形で情報提供、情報開示をしていくのかというのも重要だという観点がありますので、それらも区長部局の意見も踏まえてやっていく。それを10月、11月の中でまとめていくという内容になってございます。

**久保田委員** ありがとうございます。再発防止対策検討委員会のこれからの取組、それを通して、今回提起された組織風土、組織体制の問題というのをきちんと明らかにして、よりよい杉並の教育を推進していただけるように願っております。どうぞよろしく申し上げます。

**庶務課長** ありがとうございます。そういった形を踏まえて進めていきたいと思っております。

それ以外にはいかがでしょうか。

**伊井委員** いろいろと計画いただいて、ありがたいなと思っております。2点お伺いしたいのですが、その有識者という方々はどのような形で選出されるのかということと、それから再発防止ということであれば、予定を見ると、有識者からの意見書の受領、11月、文教委員会へ報告という形になっていますが、その後の今後のずっと先にわたる再発防止という形は、委員会はここで一応解散するということではなくて、どうなのでしょう。第三者委員会のような形で設置が続くというものと



は少し違いますよね。すみません。その辺り差し支えのない範囲で結構なので、教えていただけたらと思います。

**庶務課長** あくまでも外部の人の意見を聞き、教育長をヘッドとする要因分析と、あとは再発防止の検討委員会につきましては、報告書の提出をもって一旦終了と。ただし、当然、そこで再発防止策の具体的なものが出来て、それについて、どういう形で実際に進んでいくのかというのは、教育委員会、あと区長部局とで、どういった形で検証していくのか。それはまた別途考えていきたい。

逆に言えば、この報告書の中で、検証の方法として何かご意見が頂けたり、まとめていければいいかなと今、印象を持っているところでございます。

**伊井委員** 分かりました。いろいろ反省しながら、ご苦労なところもあるかと思いますが、ご理解を得るためにご尽力いただけたらと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。

**前田委員** ありがとうございます。こちらの委員会も半年ですけれども、報告書というのが一つ成果物になると思うのですが、原因が何だったのかというところを、まず外部の方の見識も入れながら、そこをまず今まで行ってきたけれども、改めてそこをもう一度、外部の方、専門家の意見を基に改めて見ていくというのが一つ。

あと、再発防止に向けた対応策というのがあるのですが、これは組織風土の問題だというのは、これまでも結構出ていたのですが、そうすると、ここで組織風土の何か策ができるというわけではなくて、例えばここの中でこういうルールが必要なのではないかとか、そういう全体的に意識づくりが必要なのではないかとか、そういうネクストアクションが作られるみたいな、そんなイメージで合っていますか。

**庶務課長** 具体的な内容については、実際に検討をスタートしてみて、外部の人たちに説明をして、我々の考えている、例えば要因だとか原因、それが何だったのか。それに対しては、こういう取組をすることで改善だとか、再発防止になるのだというもの、具体的なものは、まだやり取りしながら、多分決まっていこうと思いますが、それについて、有識者として、「いや、その要因分析はちょっとポイントがずれているのではないかとか」、「これもあるのではないかとか」とかいう意

見、更には再発防止についても、「それはあまり効果としてどうなのか」とか、こういったことをもっと工夫すれば再発防止につながるのか、そういった意見が出るのではないかという期待も込めて、ご意見を頂くものだと考えております。

**前田委員** ありがとうございます。すごくイメージが湧きました。ということは、やはり外部の方の意見を踏まえて、もっと大きな話になるかもしれないし、この委員会が別の形になってまだまだ続くかもしれないとか、そういう形のものになるということですね。

**庶務課長** 先ほども別の委員の質問にも答えましたが、今回、一旦はこの11月で取りまとめとなりますが、当然、立てた策が有効に機能して本当に再発防止に役立っているのか、それは何かの検証が必要だというのは、もし、この中で指摘されれば、何か検証組織みたいなものが必要とか、年1回そういうものをやるとか、既存の組織の中でやるとか、何かそういう意見は出るだろうと予想しているものでございます。

**前田委員** ありがとうございます。多分こういう危機管理とか風土という話は、1回決めたら、これが10年も15年も続くというわけではなくて、多分世の中の情勢や、いろいろなものによってアップデートされていくものだと思うので、そこを定期的に点検しながら、より実効性のあるもので、皆さんが納得して、それはまさに必要だなと思うようなルールになっていくような、そういう生きたものにしていただけるといいのかなと思いましたので、引き続きよろしく願いいたします。

**庶務課長** 参考にさせていただければと思います。

ほかにはいかがでしょうか。對馬委員は大丈夫でしょうか。

では、特にないようでございますので、報告事項1番の質疑については終了をさせていただきます。

続きまして、報告事項の2番に参ります。「『(仮称)杉並区いじめ防止対策推進条例の制定』に向けた取組について」ということで、引き続き、私の方からご説明を申し上げます。資料をご覧ください。

まず、リード文のところに書いてあるとおり、4月16日に区の経営会議という区長をヘッドとする会議におきまして、いじめ対策に関する基本理念、いじめ防止のための区、学校・教員、保護者などの責務、更には基本的な対策などを盛り込んだ、いじめ防止対策の推進条例の制定に向けた取組を進めるということで、報告、了承をされているところで

す。

いじめが全ての児童・生徒に関係する問題であるということに鑑みまして、子どもたちの意見も必要だろうということで意見聴取を行いながら、具体的に条例制定に向けての取組を以下に記載のとおり進めてまいります。

まず1番です。「条例制定の必要性」ということで、現行、法律の中でいじめ防止の対策法があります。続けて、区では、現在、基本方針などのガイドラインをそれぞれ作って、各学校、更には教育委員会事務局が連携協力して取り組んでいます。最近、いじめ問題が多様化、複雑化しており、増加傾向も見られる。更には、重大事態も昨年度発生してしまったところがありますので、今までの学校と教育委員会のみという取組ではなくて、区長部局も含めて、区が一体となって総合的にこの対策を進めるのだということを内外にしっかりとアピールするというもので、条例の方を制定していこうという考えです。

「検討の進め方」といたしましては、2番に書いてあります。

(1)で、まずいじめ問題対策委員会を附属機関で設けて、先般、弁護士も2名追加された委員会でございますが、ここでも条例制定に関しては、必要な事項について意見聴取をするという過程を経る予定でございます。

更に、「区民等からの意見聴取」というところで、今回は子どもが当然主人公となります。子ども自身もいじめをしない、または、いじめられないといえますか、そういったもので、子どもたちからも意見が何か聞けたらなということで、タブレットなんかを使って皆さんから意見を頂きたい。更には保護者などからも現在アプリなんかが多用されておりますので、そういったアプリを使って、簡便にアンケートなんかができたらいいのではないかと検討しています。

更に、保護者、教職員等については、PTAだとか、校長会、副校長会などを通じて、いろいろな意見を聴取する機会を設けたいと考えております。更には、当然、区民の意見ということで、パブリックコメントも実施した上で取り組んでいくという内容でございます。

資料の裏面に参りますと、「庁内各課との情報共有及び連携」というところがありますが、現行、「杉並区子どもの権利に関する条例」というのを、子ども家庭部の方で作っております。

これも子どもの意見を聞きながら、かなり大がかりにワークショップ形式みたいな形で進めています。当然、権利の中には、平穩に学校生活を送るだとか、勉強をするだとか、そして権利の大きな枠の中にいじめ問題についても入っていることがあるので、密接的な関係があるというのがありますので、現在、我々は子どものいじめ防止の推進条例を作っていく考えがあるのだよということで、子ども家庭部とも互いに情報共有をして、その辺についても連携を図っていくという予定にしております。

3番に、今後のスケジュールが書いてありますが、6月以降、子どもの意見聴取、保護者、学校長をはじめ、教職員からの意見聴取を経て、9月の第3回定例会の中で骨子案をまずお示しする。そしてパブリックコメントを10月に受けた後、年明けに条例案としてまとめて、議会に出し、4月の条例施行を目指すというスケジュールでございます。

私からの説明は以上でございます。何かご意見、ご質問ございましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 今回の杉並区のいじめ防止条例の制定ということは、今の時期にやはり絶対に必要なものかなと改めて思っているところです。特に学校現場の状況とか、子どもたち、生徒たちの状況を見た時に、今回の条例制定の持つ意義は大変大きいものがあると思います。それが机上のものに終わらないようにするために、ここにも述べられていますが、区民等からの意見聴取とか、まさに学校現場で言えば、校長、副校長、あるいは教職員等から、また保護者から、そして子どもたちからの意見をきちんと吸い上げていくということで、しっかりと丁寧にやっていっていただければと思っております。

今回の条例の制定のスケジュールはよく分かりましたが、関連して、もう一つの子どもの権利に関する条例、この制定に向けた動きというのはどんなふうに進みそうでしょうか。

**庶務課長** そちらの方も協議会を作って、向こうは大がかりに附属機関として、大学の有識者、教授なんかをヘッドに、区民の代表、学校関係者、PTA関係者、地域の方たち等々、集まったメンバーの中で、まさに今検討を進めていて、向こうは足かけ2年かけて、子どもたちの意見だとか、まちの方たちの意見なんかを吸い上げながら今、まさしくその集大成として、条例案、骨子案として出していくと聞いています。

制定時期そのものはこちらと同じ来年4月を予定していると聞いていたところでございます。

ほかにはいかがでしょうか。

**前田委員** 子どものいじめ問題は結構昔からあることかなと思うのですが、それに対して、今までも道徳の授業や学校の現場の中で、いろいろ対策をされつつ、そして、また厳しい状況にあるというのが現状なのかなと思っています。

あまり学校現場の方々に負担を増やすことは本意ではないのですが、子ども、子どもたちも、こういう状況があって、こういうことがあってということが上手に伝わるといいなと思っています。教職員や保護者が頑張っって何か見つけて一生懸命やるだけではなくて、子どもたち自身が学び舎で、友達が大事にできるとか、自分を大事にするのと同じように誰かを大事にできるという、そういう考えを、改めてこの機会にみんなが学び合えるような、そんな時間が取れるといいなと、理想的には思ったりするのです。

みんなで創る杉並の教育ということで、子どもたち自身もよい教育を受ける場所を作っていく主人公だと思っているので、そういう取組がまた改めて認知されるといいなと願っております。意見までです。

**統括指導主事（加藤）** 今、委員からお話がありました道徳の授業ですが、我々と申しますか、昔は、教員が教材を読み上げて、話を聞いて考えてと。今は一方通行の道徳ではなく、授業の中でも、議論する道徳、話し合う道徳というものが行われています。

加えて、いじめに関する授業は年3回学校で行うようにということで、教育委員会からも伝えていまして、それは道徳に加えて学級活動、そこでも話し合いをするような形で、いじめですとか、いろいろなものをテーマに進めているところです。

また、中学校では生徒会を中心に、いじめを防ぐためにどうしようかということ投げかけて話し合いをしたりしていますので、この条例制定に向けても、そうしたところに我々もお邪魔して、どういった授業、話し合いがなされているのか、その中で出てきた意見等も、条例ですとか資料の中にあつた基本方針、そういったものに少しでも反映できればと思っています。

**前田委員** ありがとうございます。私も子どものクラスで、ちょっと気

になることがあった時に、子どもから直接聞いて、本人はどういう行動をしたいのかというのは、私も子どもと結構対話をしまして、その件を先生ともちょっと話す機会があったので、そのいじめを見た子どもが心を痛めているよという話もちよっとお伝えしたりとかもしていて、本当に保護者も含め、その当事者もそうですけれども、その周りがどんなことをしたらいいのかというのも、みんなで考えるような機会があるといいなと思ひまして、本当にその時に保護者としての役割を改めて考えたといひますか、何かできることはあるなと思ひた1件だったので、そういうのがみんなで考えられるといいなと思ひました。引き続きよろしくお願ひします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしようか。

**伊井委員** 教育ビジョン2022が出来上がった時に、「みんなのしあわせ」ということを考えてみようということ、いろいろな学校、小学校、中学校も含めまして、「しあわせって何？」だったり、「誰のしあわせなのだろう」とか、そういうお話を子どもたちがしている場面、先生を含めて一緒にワークショップのようにやっていたところ、何回か同席させていただいた場面がありまして、その時に、教育委員会のいろいろな課の方がご一緒してくださり、今まで区役所の中でなかなか外に出ない部署の方々とも、やはりそうやって直に子どもたちの声を聞いた、先生方の声を聞いたということで、すごく今までアウトプットだけだったところを、インプットして、またそれをアウトプットしていく作業がとても有効だったのではないかなと思ひています。

一方で、いじめがどんなところで起こるのかということ、学校現場の中でもそうでしょうし、学童であったり、あと本当に遊びの中で言葉のやり取りとか小さなことが原因になり、その積み重ねで傷つくお子さんがいたりなど、本当に人と人とのやり取りというところで起こっていくのではないかなと。それはどうしたらいいのだろうと私も日常的に考えるのですけれども、そこに答えはありませんが、本当に毎日の学校の暮らしの中で、子どもたち自身が小さなことから認識していけるような場面がいくつもあつたらいいなと思ひます。

それは保護者の方の声かけであったり、先生の気づきであったり、学校で、また職員室で、それを「今日こんなことがあつたんだよ」ということを、どうやって担任同士であったり、それから学校、職員室の中で

共有していくかというあたり、それは小さなことでも見逃さずに今後も進めていただけたらいいなと思います。

子どもといっても、小学生と中学生では本当に持っている言葉も違いますが、真剣に考える度合いは本当にどの子ども同じだったと思うのです。でも、そのグループで話し合った時にそこには参加できない子もいたりして、私もいろいろな学校へ行ったので。そうすると、実は、その時に自分が抱えている問題だったのかなとか様々に想像するところがあります。是非日常のこと、小さなことにも目を向けて一緒に考えていただけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

**統括指導主事（加藤）** 昨年度から、済美教育センターでは、校長研修等を通して、いじめの防止対策ということを伝えてまいりました。今年度、各学校では様々工夫した、いじめに関する対応というのを考えていまして、例えば先ほど保護者の方ですとか子どもたち、教職員というお話がありました。道徳授業地区公開講座というものを毎年、全校、年に1回行っていきますが、そちらでいじめをテーマに外部の講師の先生を呼んだりですとか、保護者の方と話し合いをするような、そうした場を設けようとしている学校がございます。

加えて、子どもたちのコミュニケーション能力を向上させることが大事ということで、ソーシャルスキルトレーニングを授業の一環として実施したいと考えて計画をしているような学校ですとか、あとは先ほど申し上げました道徳の授業の中でですとか様々、学校の中では取組を考えて実施しようとして今年度しているところがございます。

そちらについても、済美教育センターとして、良い取組は、また確認をしながら、全校に伝えていければと思っています。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**教育長** 条例制定に向けては、いわゆる理念条例なので、この条例を作ってよしとするのではなくて、この後、また基本方針等の策定も併せて行っていきます。

また、いじめ問題対策委員会からは、様々のご意見、お考えをお聞きしているところではありますので、今、現状やっていることを更にアップデートして、具体的に条例が制定された杉並区ならではのいじめの未然防止、また、不幸にしていじめが起こってしまった時に迅速に対応できるような体制を、具体的なものを考えて整理をしていきたいと思って

います。

また、教育委員会の皆さんのご意見をお聞かせていただきながら、よりよいものにしていきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

**庶務課長** ほかには大丈夫でしょうか。それでは、ないようでございませうので、報告事項2番についての質疑は終了いたします。

続きまして、報告事項の3番「区立学校におけるICT推進に関する取組について」、引き続き、私からご説明申し上げます。学校ICT担当課長として説明を申し上げます。

**学校ICT担当課長** 資料をご覧ください。「区立学校におけるICT推進に関する取組」ということで、現在、1人1台専用タブレットの配布を、GIGAスクール構想の中で取り組んできました。今、様々な学習支援ソフト、デジタル教材の効果的な活用等を通じて、個別学習、協働学習などの充実を図っていくという取り組みでありますが、ICTの推進に関して、5年度の主な取組実績、更には6年度の実施予定ということで、概要をお示しさせていただきます。

まず、1番のところでございますが、5年度の実施内容というところでございます。ハードとソフトと分かれておまして、1番がハード面、ICT機器類の整備ということで、①「インターネット接続環境の整備」ということでございますが、デジタル戦略アドバイザー、情報システム課の方にいる方でございますが、その方の提言を頂きながら、全校のインターネットの回線の設定を変更しながら通信速度の向上を図ってきたものがございます。

また、②「LTE通信に対応したタブレットへの更新」をして、対応モデルの更新については終了していると。

更に、③として「情報ネットワークシステムの更新」ということで、文科省の示しております教育情報セキュリティポリシーガイドラインの改訂に併せて、ゼロトラストモデルというところで、新たな情報ネットワークの委託事業者をプロポーザルで昨年選定し、NTT東日本が基本設計を完了したところでございます。

更にソフト面でございますが、教職員向けのICT研修の実施、また、デジタル教科書の実証事業の実施というものにも取り組みました。更に



新たなオンライン学習システムの活用として、文科省が開発しております「MEXCBT」を活用した調査の実施、そして先ほども一部報告が出ましたが、仮想空間を活用した不登校児童への支援、東京都のものを活用するというものも実施しました。

裏面が6年度の主な取組としておりますが、ハード面で、GIGAスクールが始まった後、令和2年度に導入したものが既に4年経過してございますので、計画的に更新をしていくということで、約1万2,000台の更新を今年度は計画しております。

更に情報ネットワークシステムの更新として、昨年、選定したNTT東日本を中心として、7年度9月に運用を開始するものの整備、推進を引き続きやっています。更に、インターネット回線の強化、アセスメントを実施した上で、回線強化の結果については実証を検証してまいりたいと思っております。

ソフト面でございますが、引き続き教職員向けに研修を実施するほか、デジタル教科書についても導入教科について、引き続き区で独自に検討していきます。更には学校における帳票の電子化ということで、昨年、不適切事案が出ました指導要録については電子保存化を実施していきます。

最後に、仮想空間を活用した不登校児童・生徒への支援として、引き続き、東京都のバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用しながら実施して、実施体制の検討を引き続き行っていくという内容でございます。

概要については以上でございます。

ただいまの内容につきまして、何かご質問、確認がありましたら、お願いいたします。

**久保田委員** 区内の井荻小学校で、2年間にわたって区の研究指定校ということで、教育DX、ICTの活用に取り組んできました。そこに私も関わっている中で、実際になかなか子どもたちが学習の上で自由にといいうか、やりにくい部分があったり、あるいは教員自身もいろいろな縛りがあるというか、活用できないということもよく聞きました。実際、教員にとっては学習パソコンと校務用のパソコンの2台あって、非常に使いにくいという声もずっと聞いておりました。

そのような中で、これまで長年にわたって、杉並において、この壁と

言われていたものが具体的に一体何だったのかというのは非常に分かりにくい状態のまま来ているということも感じたところでもあります。

これらどのようにその壁を崩していくのか、その辺の要因というか原因というか、これからの対策等について教えていただけましたらと思います。

**学校ICT担当課長** 今、ご指摘があったように、学校の教員、2台のパソコンを使ってやっていると。教務系とシステム系、なかなか2台持ちは大変だというのはありますので、それをまずは統一するところからやるということで、システム統合を目指していくところで、プロポーザルをして、来年度に統合をしていく。そういったことで、まず先生たちの働き方改革、使いやすさの向上が図れていこうと思います。

また、なかなか外部で使い勝手がよくない、要は学校の外に持ち出して使うことができないという課題もありますので、その辺セキュリティの対策も踏まえながら、引き続き検討していければと思っているところでございます。

**統括指導主事（清水）** 今年度は先生方のICTの活用能力を上げていかなければいけないということで、学習支援ソフトですとか、デジタル教材ですとかの基本的な使い方を学ぶ研修を入れております。今年は少人数の集合型で研修を行うという方法と、あと各学校ですとか、教職員一人ひとりのニーズに合わせられるような訪問型の養成研修というのも充実させて参りたいと思っております。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**前田委員** ちょっと確認なのですが、このハード面のところの1の(1)の②のLTEに対応したタブレットというのは、要はテザリングかWi-Fiとか必要なく、外に持っていてもつながるパソコンというイメージで合っていますか。

**学校ICT担当課長** はい。そういった形です。

**前田委員** それで、今、子どもたちに配備が終わったということですか。

**学校ICT担当課長** なかなか家でつながらないというのがありますので、外でも使えるように、LTE通信というのですか、SIMに対応したようなタブレットに更新してということでやってきたということです。

**前田委員** なるほど。すごく大きいですね。私もほかの自治体を聞いていると、修学旅行に持っていったりとか、遠足に持って行って写真を

撮って、それがその後の資料まとめに使えるとか、そんなことも聞いたりしていたのですが、そういうところにも活用できることを目指していらっしゃるということですか。

**教育長** 私が確認したところでは、家にWi-Fi環境がない子たちには、貸し出し用のWi-Fiを貸していたのですけれども、LTEに対応したことによって、家にWi-Fi環境がない子に対しては、LTE対応をしてつなげるようにする、そういう理解で。

**前田委員** 承知いたしました。ということは、家にWi-Fi環境がある子はそのまま変わらず。

**学校ICT担当課長** そうです。

**前田委員** よかったです。うちの子のパソコンはそのままだったなと思って、ちょっと今、確認をしたところですよ。なるほど。外に持ち出すには、またいろいろ検討が必要ということで理解いたしました。ありがとうございます。

**庶務課長** よろしいですか。ほかにはいかがでしょうか。

**前田委員** ごめんなさい、もう1個。昨今、AIとかChatGPTとか、本当にいろいろな技術が出ている中で、さっきの個人情報とか、多分情報の持ち出しとか、そういう話がまだまだあるのかなと思った時に、インターネット環境にあるものをどんなふうに活用していくかということのお話も、また次の段階で出てくるのかなと思っていました。

と言いつつ、この間、対馬委員からお伺いしたのですけれども、教育DXのEDIXに行った時に、結構公立の学校でChatGPTを使ったカリキュラムがある、それをやっている学校があるという話があった時に、ちょっと杉並がそこに到達するのはいつなのだろうという感じがあたりまして、多分ここは個人情報とか情報保護の話になってくると思うのですが、そこに関しても令和6年度の中で取組を進めていきながら、どんどん杉並の教育がアップデートされていく方向になってくるという理解でよろしいでしょうか。AIとかの取組に何か進められるような、そういう進みはあるのかということですよ。

**済美教育センター所長** AIの技術を効果的に活用していくことでいろいろな世界が広がるのだろうなと思っています。ただ、AIについては、使用の年齢のことであったり、様々なことを整理した上で、子どもたちに適切に活用させることが大事であると。また、区役所の中での業

務としてもまだ試行を始めたところかなというところでは、私たち大人がしっかり勉強しきれていない中で、今すぐには検討していません。

ただ、子どもたちは日常生活の中で使っている可能性もありますし、いろいろな意味で勉強して追いついていかなければいけないなど思っております。

**前田委員** ありがとうございます。先日聞いたのですが、AIが発達してくると営業も要らないみたいな話も出てくるぐらい、定型業務が要らなくなるというのはよく言われていることですがけれども、むしろ営業活動もお客様の要望に向けてどんどん提案ができるような、そういう時代にもなってきたということなので、子どもたちがこれからすぐに触れるような社会にある技術になってくるので、そこに向けて今も検討いただいていると思うのですけれども、是非教育委員会と杉並の教育がそこに追いつけるように、引き続きよろしく願いいたします。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。大丈夫でしょうか。

**教育長** 私も前田委員と全く同意見で、20年後、30年後を担う子どもたちの育成を今、我々はしているのですけれども、その我々が旧態依然としたもので子どもたちに関わろうとしていると、その育成が不十分だということは十分考えられるわけで、特に情報に関する分野に関しては世の中がどんどん変わっていくので、やはり杉並区教育委員会として守りの姿勢ではなくて、積極的に研究開発学校等々の制度を利用するとかして、やはり先進的な研究をどんどん進めていって、杉並の子どもたちに、より進んだ教育が提供できるようなことに取り組んでいきたいなと思っております。よろしく願います。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

では、以上で、報告事項3番についての質疑は終了させていただきます。

続きまして、報告事項の4番「学校運営協議会委員の任命について」、学校支援課長からご説明を申し上げます。

**学校支援課長** 報告事項4番について、学校支援課長よりご報告させていただきます。

今回、任命期間としては、令和6年6月1日から令和8年5月31日までということで、区内小中、合わせて7校、計8名の方の任命を行う

ことでございます。

私からの報告は以上です。

**庶務課長** ただいまの内容につきまして、何か質問、確認はございますでしょうか。

**伊井委員** 今回1期目の方が結構いらして、存じ上げるお名前もあるなと思っておりますが、この時期的なものというのは、その学校ごとに改選時期があるじゃないですか、委員の方が替わられる。そういったものでこの時期になっているのでしょうか。

**学校支援課長** 今回のタイミングというのは、保護者の方で新しく入られる方と、あとは校長先生が替わられて、学識経験者枠や校長推薦枠については、空きがあればタイミングを見て補充できるということになっておりますので、新しくその学校に着任された校長先生が、学校経営を見通した上で補充したいという希望があつての補充ということになっております。

**伊井委員** よく分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょう。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、4番については以上でございます。

続きまして、報告事項の5番「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画等の策定について」、引き続き、学校支援課長からご説明を申し上げます。

**学校支援課長** 報告事項5番について、ご報告させていただきます。

今回、学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画、これを策定したということでご報告をさせていただくものでございます。策定の「背景」は、1のところに書いてあるとおりののですが、国におけるガイドライン、また都における推進計画、こうしたものを受けて区として策定するというところでございます。

「計画の位置付け」としては、2番の(2)にありますとおり、令和6年度から8年度までの3年間の杉並区教育ビジョン2022推進計画、これに定めております「部活動の充実」、ここを計画期間に置いて、どんな取組をするかということをお明らかにするという計画になってございます。

「計画期間における取組と今後の方向性」に関しては、2の(3)の

ところに書いてございますとおり、部活動指導員の配置拡充など、これまでの部活動を支援する、そうした体制を充実するということと併せて、部活動から地域クラブ活動への移行ということを見据えて、教員ではなくて、地域が主体となり実施する拠点校方式による合同部活動、これを実施するという見通しを盛り込んでございます。

また、社会教育として、地域の特性に合わせた様々な活動が展開されて、生徒が自らの志向や体力等の状況に適したスポーツ・文化芸術活動を選択できるように、多様な地域が主体となった地域クラブ活動の確保に向けた取組を併せて進める、そんなことを内容としているものでございます。

「部活動改革の目的」に関しましては、2の(1)に書いてあるとおりでございます。

また、この推進計画の策定に併せて、これまでも教育委員会としてはガイドラインというものを持っていたわけですが、この計画の内容に併せてガイドラインの改定も行ったということで、ご報告を重ねてさせていただきます。

私からは以上です。

**庶務課長** ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問ありましたら、お願いをいたします。

**久保田委員** 国や都の方針を受けて、杉並区においてもこの部活動の地域移行への取組を進める必要があるということで、全くそのとおりだなと私も思いました。

その上で、区内の中学校の実態を見た時に、大規模校の中学校と、小規模校の中学校における部活動の在り方というのは、やはりいろいろ違い、課題があるかなと思いますし、例えば小規模校の場合には、何校かが合同で部活動をやっている。その上で地域移行を図っていくというのが割と進むのかなという気もしておりますが、逆に大規模校は、まだそこまではいいのではないかという声もあろうかと思えますし、その辺の現状の分析、課題等を踏まえて、あと予算面の課題等も含めて教えていただければと思います。

**学校支援課長** 委員おっしゃるとおり、23校それぞれ状況がでございます。今回お示ししている推進計画の4ページを見ていただくと、一つ具体的な例としては、現在、野球部というものは、ある程度人数がそろわ

ないとそのスポーツとしての魅力がなかなか実感できないということになるかと思うのですが、現在、部活動として成り立っていない、部活動がない中学校が、23校のうちの11校、そして部活動はあっても9人に満たない、そういった中学校が3校となっております。同じようにサッカー部についても、部活動がない中学校が2校、競技人口に満たない、11人に満たない部員数しかない学校が3校と、そんなことがございます。

こういったことを踏まえて、特に今回の計画でいきますと、高円寺学園、それとその近隣の高南中学校、杉森中学校、この3校で合同部活動という形を地域の民間の業者さんをお願いをする形で取組を進めるといいうことも計画に盛り込んでいるところでございます。

そうした小規模校の取組、また、そのほか、今後、地域クラブに移行していくに当たって、既にいろいろな学校でいろいろな工夫をされているということもありますので、そういったことと併せて、今後の部活動の改革を杉並の状況に合わせて模索していきたいと考えております。

以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**教育長** 部活動の改革をもっとちょっと大きな視点で考えていくべきで、部活を民間業者にお願いしたり、単純に地域クラブにすればいいのかという視点ではないと私は思っているのですね。

中学生の放課後だったり、休日の過ごし方だったり、活動をどうするのか、その一つの選択肢として、今までは部活動しかなかったと。その選択肢である部活動というものが、少子化だったり、また教員の働き方改革だったり、なかなか存続、継続しがたい状況になってきたと。

では、杉並の子どもたちの、特に中学生の放課後の活動だったり、休日の活動をより充実したものにするはどうすればいいのか。そんな視点でやはり抜本的な見直しをしていく必要があるのだろうなと思っています。

その時に、特に教員の働き方の改革からすると、部活動そのものが教員の勤務とは相入れない構造上の欠陥があるのだということになりますので、それをどうにか維持、存続していこうということ自体が難しいと思っています。なので、そうすると、では、学校教育の範疇から、中学生の放課後とか休日の活動をどうするのかということ切り離して考え

るという視点を持っていかなければいけないと。

そうすると、これは、教育委員会だけではどうにもできない問題になってくるので、今後、是非、また区長部局との連携が必要だと思っています。例えば社会教育の充実という分野で中学生も包含した形での進め方とすると。区長部局との連携というのは欠くことができないので、これから先の総合教育会議のテーマ等で、是非この問題を取り上げていただいて、オール杉並区で検討するような取組にしていきたいなと考えています。

以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

では、5番につきましたの質疑は、以上で終了いたします。

では、続きまして、報告事項の6番「杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について」、生涯学習推進課長からご説明を申し上げます。

**生涯学習推進課長** 私からは、令和6年4月分の杉並区教育委員会共催・後援名義使用承認について、ご報告をいたします。

4月分の合計は全体で36件でございます。定例・新規の内訳は、定例が32件、新規が4件となっております。共催・後援の内訳は、共催が12件、後援が24件でございます。

私からは以上です。

**庶務課長** ただいまの説明につきまして、何か質問、ご意見ございませうでしょうか。いかがでしょうか。よろしいですか。

では、報告6番につきましたは、以上で質疑を終了いたします。

続きまして、報告事項7番「令和5年度におけるいじめ及び不登校に関する調査報告について」、済美教育センター括指導主事からご説明申し上げます。

**統括指導主事（加藤）** 令和5年度における、いじめ及び不登校に関する調査報告について、ご報告いたします。

こちらの調査は、東京都教育委員会が毎年6月と11月に実施しています、ふれあい月間の中で全小中学校に対して行う、いじめ及び不登校の状況調査に加えまして、杉並区教育委員会が毎年3月に独自に行う東京都と同様の項目による調査を合算した数字となります。

まず、「いじめについて」です。こちらは私からご説明いたします。

表の一番下が令和5年度の数値となります。令和5年度の主な特徴で



すが、いじめの認知件数を経年比較しますと、小学校、中学校ともに令和2年度から増加傾向で、件数としてはコロナ禍以前に戻りつつあります。

また、いじめ解消率は、過去5年間いずれの年も90%を超えています。これは文部科学省の調査の令和元年度から4年度のいじめ解消率の全国平均78.9%を上回るものです。

「今後の主な対応」としましては、いじめの未然防止のために、学校で児童・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流に資する能力を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育、そして体験活動等の充実を図ってまいります。

また、いじめの早期発見のために、学校では、定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、いじめやいじめの疑いのある事例について情報共有したりですとか、各事例の対応方針を協議したりしています。

更に、教育委員会では、区立学校の校長や生活指導主任を対象とした、いじめの早期発見・早期対応に係る研修会を今年度実施いたします。

加えて、教育委員会では、「杉並区いじめ防止対策推進基本方針」及び「いじめ対応マニュアル」の改定を進めるとともに、仮称ではありますが、「杉並区いじめ防止対策推進条例」を制定する予定でございます。

私からは以上です。

**教育相談担当課長** 引き続き、裏面の「不登校について」、ご報告いたします。

「主な特徴」です。令和5年度のものが表の一番下になっていますが、全ての区立学校で不登校児童・生徒が存在するという。あと出現率を見ていくと、やはりコロナ禍であった令和2年度からの出現率の増加が顕著になっているということ。不登校の要因としては、こちらに挙げたもの、従来のものに加えて、不登校が問題行動でないため、周囲の大人が寄り添い、共感する姿勢を持つことが重要であるという考えが浸透し、登校を強要しなくなったという認識の変化というところもあるのかなと考えております。

「今後の主な対応」としましては、学校では、児童・生徒一人ひとりが安心して学べる場所となるよう、校内委員会やケース会議等を通して、児童・生徒について積極的に共通理解を図った上で支援を行うようにしていきます。校内で指名している教育相談コーディネーターを中心とし

て教育相談体制を構築し、組織対応力の向上を図ります。校内別室指導を行える教室等を用意して、個別学習や居場所として運営、児童・生徒のサポートの充実を図ります。

その中で、不登校支援チームによる助言等を行い、校内別室指導への支援に取り組むとともに、今年度より設置しました高井戸チャレンジクラスの対象を区立中学校全生徒に拡大していきたいと思えます。

加えて、先ほどお伝えしましたけれども、不登校児童・生徒の学びの関わりの機会として、東京都のバーチャル・ラーニング・プラットフォーム事業への参加対象児童・生徒を広げていきたいと思えます。

以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご質問、ご意見ありましたら、お願いをいたします。久保田委員。

**久保田委員** この間のいじめ、あるいは不登校に対するいろいろな対応、取組について、数字の上でも高い数字、いい数字が出ているということで大変すばらしいと思えます。この間の取組について、改めて感謝を申し上げます。

その上で、振り返って、コロナ禍に入った時に、いじめと不登校の数が減ったということを受けた時、これはコロナ禍において、まさに関わらない教育を進めているからだということで申し上げてきました。

一斉指導型の授業、グループ学習はやらない、給食は全員前向き等々、関わらない教育を進めざるを得なかった中で、いじめや不登校の数字が減ったということでありまして、当然、危惧されたとおり、アフターコロナになってから、いじめも不登校も増加しております。まさに今、それらの課題に立ち向かっている大事な時であろうかと思っております。そんな中での、このいじめ解消率の数字とか、あるいは不登校対応の上で多様な学びの場の確保とか、いろいろ進めてきていることに対して、改めて感謝をしたいと思っております。

その上で、特に不登校について思うのですが、10年前、30年前と違って、今は登校を強要するという時代では全くありません。そんな中で多様な学びの確保とかいろいろな取組が出てきておりまして、にもかかわらず、私はやはり学校教育の原点を忘れてはならないと、ずっと思っております。

どうということかという、やはり子どもたちが今日、学校に行くから

学校教育が始まるのですね。「今日行く」は、「教育」の出発点であり原点であろうと思っています。まさに子どもたちが学校に行くことを大事に、また学校に行けるようにしていくということがとても大事なわけで、そういう点では、そのような学校づくり、あるいは学級づくり、授業づくりということをきちんと執り行っていくということがやはり基本かなと思っています。

その上で、教育委員会の側からも学校に対するサポートをいろいろとやっていくことが大事であろうかと思っています。その点で、引き続き、またこれからもよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

**教育相談担当課長** 頂いたご意見、学校の方に支援できるように、センターとしても引き続き学校をサポートしていきたいと思っています。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**伊井委員** いろいろな取組をしていただいて、バーチャルなんかの形もテレビとかでも今、取り上げられたりしていて、すごくいろいろな形で学びに対して参加していくという形がどんどん増えているのはすごくいいことだと、ありがたいことだし、いろいろな世界が広がっていく、子どもにとっての世界が広がっていくという意味でもいいと思うのです。

社会的に不登校という、学校に行かないということに関しては理解が深まっているのは、また、それを受け入れる側としてもいいと思うのですが、先々、その子どもの未来を考えた時に、どういう形が本当に望ましいのかとか、大人がどういうふうにな登校という現実を受け止めていくとか、保護者の方も「今日は行かなくてもいいよ」と、そういう対応の仕方も一つだし、それから、学校でも、前は迎えに行っていあげたりとかいろいろありましたけれども、行かれない本人にとってはそれが苦痛であったりとか、いろいろなケースがあって、そのプロセスを経て、現在の理解というところに至っていると思うのですが、その子ども一人ひとりの行かない、行かれないという選択だけではなくて、そこに関わっている大人、保護者、それから近隣の方、また警備の方やシルバーさんなどが、登校してくる時間帯とかをしっかりと把握して、その子たちが今日来ているかなとか、そういうことを気にしてくれる、たくさんの大人で見守っていくという環境になってほしいです。あと、学校に来られ

ないのか、来ないのかというあたりの捉え方。結論は出ないことなのですけれども、どういう状態が本当に子どもの未来につながっていくのかというのは、私も含めみんな考えていくことがすごく大事ななと思っています。

芸能人の方でもいじめられていたとか、不登校であったとかということを含めて、今になって告白される方がいらっしゃるんですけども、自分が行けなかった時代を今後どういうふうに行かなかったということが選択なのかどうか、そういうことを含めて、今後に向けていろいろなことをみんなで考えていけるといいなと、すごく思います。

来てくれるようになるとうれしいという感覚について、今でも私は、「行けるようになったんだって」と聞くと、「ああ、よかったね」と言ってしまう自分がいて、その感覚も本当に自分では合っているのかなと思う時もあります。本当に結論がないことですが、日々、前田委員の言葉を借りるとアップデートしていく、こちらもアップデートしていかなければいけないなと思います。

いろいろな対策があったり、いろいろな関わり方があると思いますが、一緒に考えていけたらいいなと思います。よろしく願いいたします。

**済美教育センター 所長** ありがとうございます。本当に学校がどうあったらいいとか、久保田委員や伊井委員から伺ったことをお聞きして、いろいろ本当に考えることがあるなと思いつつ、お話を伺って、究極の目標は、多分皆さん、同じようなお考えなのではないかなと思うのですが、やはり大人になった時に、一人の自立した社会人としてしっかり生活をしていってほしいなという願いを持って、子どもたちに日々、では、小学校ではどんなことができるか、中学校ではどんなことができるかという取組をしているのだと思うのです。

本当に、学校に来れば、来た中で、一定程度のプログラムがあって、その中でそういう力を身につけていってもらえるでしょうし、また、同年代の友達の中からはいろいろな影響を受けて育んでいけるものがあると思うのですが、まさに今はそれだけではなくて、多様な選択肢があるよという時代になってきているので、学校の魅力は失わないように、できるだけ増していけるように、かつ多様な選択肢が、今、ちょっと杉並区の状態、いろいろな選択肢はあるのですが整理がついていないところも

あるかなと思いますので、整理をしながら、本当に全ての子の幸せがかなって行くような教育活動を目指して頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**前田委員** ありがとうございます。今、お伺いしながら、私の高校生の子どもとかも、毎日学校行くのですが、やはり時々疲れるなみたいなところが出てきたりして、「そうだよね」と。毎日行くのは、ある意味結構、私たちも含めてですが、みんな頑張っているなど、自分も含めて、労いの気持ちを持ちつついますけれども。

でも、一つ思い出したのが、東京大学の教授の熊谷先生という方がいらっしゃるのですが、肢体不自由の先生なのですね。車椅子でいらっしゃるのです。

彼が言っていた言葉が面白くて、「自立というのは、たくさん人の頼り先を持つことだ」と言っていて、彼はなぜかというと、肢体不自由なので、お父さん、お母さんに今、ずっと面倒を見てもらってきたのですが、彼らがいなくなったら自分は生きていけなくなるということを考えた時に、上手に人に頼ることができる、ちゃんと頼り先がたくさんできていることが自分の自立なのだという、そういう考えをしていらっしゃるのを聞きまして、すごくすてきななと思ったのです。

もちろん、自分として元気に力を持って生きていくというのものもあるのですがけれども、凸凹しながらいろいろな人と頼り合う、そういうことができる。学校の中でもいろいろな人がたくさんいるので、上手にヘルプを出したりしながら、ちょっと疲れた時は休みながら、でも、柔軟にというか、ピーンと張ったというよりは、少しバウンドしながら自分の人生を上手に渡り歩いていけるといいのかなと思っていました。

だから、「頑張れ、頑張れ」と言うより、一緒に寄り添ってあげられるような、そういう学校の現場になったらいいなと思うと、やはり先生にもそういう支えがあるといいのかなと思ったりしまして、私たちも先生方にそういう気持ちの余裕ができるような、保護者として、私たちもこの教育委員の立場として何かできることを考えていきたいなど、今、改めて思いました。

以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。

**教育長** ちょっと厳しい意見になるのかもしれないのですがけれども、例えばいじめだと、全国平均に比べて解消率は90%だと。そうなった時に、では、何で杉並区は全国平均をその分超えているのか。その辺の分析はやはりしっかりする必要があると思うのですね。

一方で、90%を超えていると。だけど、例えば令和5年度を見ると、2,000件あって90%ですよ。そうすると、残念ながら令和5年度は200件もいじめが解消しなかった、杉並区で。とも言えるわけです。

そうすると、では、この200件は何で解消しなかったのか。その分析こそしっかりしないと、杉並区にとってのいじめの解決、前に向くということにはならない。そうすると、今後の主な対応とここに挙げられている、こういったことは今までもやってきたと。では、これをこのまま続けても、やっぱりこの200件、10%のいじめは残ってしまう可能性があるわけなので、先ほどのいじめ防止条例ではないですけれども、条例を作ることによって、もうちょっと具体的に何か杉並区ならではの、更にこの解消率をアップするような、そんな取組はどうなのかということころの検討を深くしていただきたいなというのが一つです。

それから、裏面の不登校も、確かに問題行動調査等で数字が出てきます。今後、これから、来年度以降で構わないけれども、不登校者数を出した時に、では、不登校、令和5年度は1,100人いると。この中で、具体的に関係機関とつながっているのはどのぐらいの割合、スクールソーシャルワーカーとつながっているかどうなのか、適応指導教室に行っているのはどうなのか、校内別室指導できているのかどうなのか。では、残念ながら、どことも関わりを持っていない子どもが杉並区には何人いるのか。その子どもたちにはどういうアプローチをしていったらいいのか。

このいじめに対しても、あまり登校刺激をしないという方向性になってきたからこそ、そういう関わりを持ってない子どもに対してどうするかということを考えていくことが重要になってくると思います。今、分かる範囲、もし答えられるのがあれば教えていただきたいと思うのですが、今後、そういったところに着目して、杉並区として、いじめ、不登校の対策として、より充実したものに組み込んでいきたいと思っていますということですね。

**統括指導主事（加藤）** 今、教育長からお話しいただきました、10%の未解消のいじめがあるということで、資料の中にもございますが、い

じめの解消と判断するためには少なくとも3か月を目安とするということなので、その10%の中には3学期、ですから、1月から3月に起きたものが含まれています。ただし、それ以外に、長期に対応が必要なものというのは、やはり複数の学校で出ています。そうした中での対応として、現在挙げさせていただいておりますが、条例を制定するとともに、実効性のある、具体性のある取組をどう学校に伝えて、ともに一緒にやっていけばよいのか。

一例を申し上げますと、研修をこれまでもずっと行ってまいりました。ただ、そうした中で、意味のある、本当に中身のあるものということで、現在、学校長を対象とした、本当に全国的にもいじめの研究、対応を進められている先生をお呼びして行う研修ですとか、弁護士の先生に来ていただいて、実際に生活指導主任に講話を頂く研修ですとか、そういったものも考えておりますが、それ以外にも本当に進められるものを考えてまいりたいと思っております。

**教育相談担当課長** 不登校に関しても、教育長がおっしゃったように、やはり関わりは見えないというところはなくしていくべきだと考えております。私が在籍しておりました学校でも、そうやって全く来ない子どもたちというのがいたのも事実で、そういった子どもたちに対しては、SSWとつながって定期的に訪問してもらったりということだったり、担任から毎日必ず1本電話を入れるようにということで、学校がいつも気にしてくれているのだという環境づくりというところも努めてきたところではあります。

やはり子どもたちの存在を見失わないというのが学校としてとても大切なことだと思うので、こちらについても手だて等を考えて今後進めていきたいと思っております。以上です。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

**對馬委員** 先ほどの条例のところでもそうですが、区長部局もとても大事にこの点に関しては考えてくださっていて、本当にありがたいことだと思うのですが、何年か前、コロナ前に中学生サミットというので、子どもたちの方から、特に一番初期のころ、子どもたちの方から、生徒会から発生した感じで、いじめをテーマにした子どもたちの話合いというのが、区内全体の学校連携でやったような記憶があります。

小学生、中学生が集まってきて、子どもたちの忌憚のないご意見を私たちも聞かせていただいた時に、中学生とかが何を言ったかという、大人のことをあまり信用してないというか、大人が入ってこなくていいよみたいなことを言ったことを、すごくショッキングな記憶として残っています。

要するに、信頼できる大人が欲しいのだろうなど。こちらが手を差し伸べようとか、「いつでも言ってね」ということよりも、ちゃんと話ができる、自分たちの仲間というか、そこに入ってきてもいいよ、この人はと思える信頼できるような大人たちだと思ってもらえてないのだなどという宿題をもらったのをすごく記憶に残っています。

ですので、こうやったら解決するよということもとても大事だと思うのですけれども、子どもとの信頼関係をどうやって作っていくかということがとても大事なのかな。何かあった時に相談する。担任の先生であれば多分一番いいのかもしれませんが、そうではなくても、担任の先生と親とかすごく身近な人ではなくても、相談できる大人が近くにいる。その大人たちが連携をして、子どもたちを取り残さないようにしていくことができればいいのではないかなと思っています。

以上です。

**統括指導主事（加藤）** ありがとうございます。子どもたちから意見を聞く取組、先ほど、ほかの報告の際にもお話をさせていただきましたが、子どもたちがいじめに対してどんなふうに考えているのか。そういったものは実際の授業を拝見させていただきながら、教育委員会としても子どもたちの声を聞いていけたらと、そんなふうに思っています。

加えて、いじめの条例制定を教育委員会として進めているところですが、そうした大人の責務といえますか、そういったものも考えていければなど考えております。

**庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、報告事項7番については以上でございます。

続きまして、報告事項8番「区立図書館8館における今後の管理運営について」、中央図書館長からご説明申し上げます。

**中央図書館長** 今、申し上げました8館における今後の管理運営でござ



いますけれども、現在12館の地域図書館のうち、9館に指定管理者制度を導入してございまして、管理運営しているのですけれども、そのうち、永福を除く8館の指定管理期間が今年度末で満了になります。

これまでの間、この8館の運営状況の評価検証を行いましたけれども、いずれの館におきましても、指定管理者の専門的なノウハウを生かした図書館サービスの提供や利用者満足度が良好であることが確認されました。

また、環境保全や多様性に配慮した働き方など、社会的課題に対する取組が前向きであるということなども併せまして、それが確認できましたので、この8館につきましては、指定管理者による管理運営を継続することとしまして、次期の指定管理者候補者を選定することとしました。

指定管理者のこれまでの主な取組の実績につきましては、資料の1に記載のとおりでございます。例として、多くの図書館運営実績や、全国の図書館に関する取組などの豊富な情報を基に、知見を生かした質の高い図書館運営、それから地域と連携した行事などの積極的な実施、司書の継続的な研修体制、それから働きやすい職場環境づくりなどが挙げられます。

対象とする8つの館につきましては、資料の2に記載のとおりで、現在3グループに分けてございまして、それぞれの指定管理者による管理運営を行っておりますけれども、今回はこのグループ編成を変更しないこととします。

指定管理期間につきましては、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間といたします。

指定管理者候補者につきましては、これまでと同様、選定委員会を設置し、公募型プロポーザル方式により選定いたします。

最後に、今後の主なスケジュールでございますけれども、資料記載のとおりです。令和6年9月に指定管理者の候補者を選定し、議案提出等の諸手続を経まして、令和7年4月に次期指定管理者による管理運営の開始を予定してございます。

説明は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明内容につきまして、ご意見、ご質問ありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、報告事項 8 番について、質疑を終わります。

続きまして、報告事項、最後 9 番になります。「杉並区子ども読書活動推進計画の改定について」、引き続き、中央図書館長からご説明を申し上げます。

**中央図書館長** それでは、引き続きご説明させていただきます。令和 6 年 2 月 6 日の教育委員会でご報告させていただきました、杉並区子ども読書活動推進計画案を 3 月 15 日に公表し、区民等の意見提出手続を実施いたしました。その結果などを踏まえまして、本計画を改定いたします。

今回の「区民等の意見提出手続の実施状況」でございますが、実施期間と公表方法につきましては、資料の 1 に記載のとおりです。意見提出実績は 1 の（3）のとおり、個人 5 人から延べ 11 項目ございました。

この提出された意見と教育委員会の考えですが、別紙 1 をご覧ください。「意見全文」と「教育委員会の考え方」を記載してございます。区民の方からのご意見につきましては、「基本方針」が 1 項目、「家庭・地域等における読書活動の推進」が 1 項目、「学校における読書活動の推進」が 2 項目、「図書館における読書活動の推進」が 6 項目、そして、「読書活動に関する情報の発信」が 1 項目の計 11 項目でございます。

計画案の修正箇所ですが、続いて、別紙 2 をご覧ください。区民等の意見による修正は、今回はございません。区民の意見によらない修正として、記載の 3 項目について、より分かりやすい記述に修正してございます。表中の修正内容の下線部分が今回の訂正箇所となります。

修正後の計画につきましては、別紙 3 のとおりです。なお、2 月の計画改定の報告の際、計画案にお付けしておりませんでした調査・統計資料ですが、この 27 ページ以降に参考資料として載せておりますので、ご確認いただければと思います。

最後の今後の主なスケジュールでございますけれども、令和 6 年 6 月に広報すぎなみ、区の公式ホームページ、図書館のホームページにおいて、本計画の公表を予定しているところでございます。

説明は以上です。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明内容につきまして、何かご意見、ご質問がありましたら、お願いをいたします。いかがでしょうか。

**對馬委員** 前の時にも申し上げたことはいいとして、今回の区民のご意見と考え方についてというところで、やはりこれも先ほど申し上げたのと同じように、ご意見、ご質問のほとんどが、「それもやっているのにな」と思えることが多くて、やはりどうやったら伝わるのだろうかということが一番課題なのかなと思うことが多くありました。

例えば4番の、お子さんの通う学校の図書館に「何年も前の古い蔵書が多く」という意見。私が見た限り、最近の杉並の図書館でそんなに古い蔵書が多い学校はあまりないかな。かなり入れ替えていて、本当にほかの区に比べても非常に新しい、きれいな本が多い学校が多いなと思いますし、ブックスタートもちゃんとやったださっているし、ボランティアの方もよくやったださっているし、いろいろなことがございますので、やはりこれをどういうふうに発信していったらいいのだろうか。

このアメリカに滞在していた方のご意見も大変面白く拝見しましたけれども、できることと、できないことがあると思いますが、これ以外にも面白い取組もたくさんやっていますよね。今川図書館でしたか。「おとなのブックトーク」みたいなものを毎月計画して、きちんとやっていらっしゃる図書館もあつたりとかしますので、やはりそれをどういうふうにもうまく伝えていくかということが今後の課題になっていくのかなと感じたりしました。

以上です。

**中央図書館長** ありがとうございます。今、對馬委員のおっしゃったとおりで、まさに私もこの意見を頂戴した時に、すぐそういうふうに感じました。それは感じただけではなくて、これまでもそう思っていたところなのですけれども、いかに図書館でやっていること、それはそれぞれの地域館ごとに特色ある、また、いい取組をやっているのですけど、それがなかなか知られていない、これが一番ジレンマなのですね。

ですので、例えば区の公式Xを使ってみたり、いろいろな発信を始めているところですが、更にそこは今以上に発信を広げていきたいと、強めていきたいなというところで考えていきたいと思っているところでございます。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、9番についての質疑は以上で

終了いたします。

**教育長** それでは、冒頭に決定いたしましたとおり、ここからは非公開で審議させていただきます。その前に、庶務課長、連絡事項がございましたら、どうぞ。

**庶務課長** 次回の教育委員会の日程につきましては、6月12日水曜日、午後2時からを予定しております。どうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

**教育長** それでは、傍聴の方、ご協力をお願いいたします。對馬委員はここでご退出となります。對馬委員がご欠席となりますが、定足数は満たしておりますので、このまま会議を進めます。

それでは、改めまして議案の審議を行います。庶務課長、お願いします。

**庶務課長** 続きまして、日程第4、議案第45号「令和6年度杉並区一般会計補正予算（第3号）」を上程いたします。私からご説明申し上げます。

補正予算（第3号）につきましては、前回の教育委員会でご審議いただいたところがございますが、これから説明します内容につきましては、本日追加で上程させていただきます。

議案を2枚お進みいただいて、補正予算概要の1ページをご覧ください。

先ほど報告させていただきました内容に関係しておりますが、「教育委員会事務局等における不適切事案等の要因分析及び再発防止対策検討委員会」を設置するに当たりまして、第三者として外部有識者3名の方から意見を頂くと。その謝礼金として98万円を補正予算として計上するものでございます。

それでは、続きまして、2ページ目をご覧ください。教育費の総額を記載しております。

前回の教育委員会でご審議いただきました高井戸小学校の増築及び高円寺図書館の移転改築、そして今回の教育委員会における不適切事案等の検証及び再発防止対策に係る取組を併せまして、1,715万7,000円が補正予算の金額となります。補正後の教育費の総額につきましては、248億3,434万1,000円でございます。

歳入歳出予算の補正については以上でございます。以上で、補正予算

についての説明を終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

それでは、ただいまの内容につきまして、何かご質問、確認がありましたら、お願いいたします。いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは採決を行います。議案第45号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第45号につきましては原案のとおり可決といたします。

**庶務課長** 続きまして、日程第5、議案第46号「杉並区立宮前図書館外7館の指定管理者候補者選定委員会の設置について」を上程いたします。中央図書館長からご説明を申し上げます。

**中央図書館長** 議案第46号についてご説明いたします。先ほどご説明いたしました8館の指定管理者の導入について、それに基づいた議案になります。2枚目をご覧ください。

本議案につきましては、杉並区プロポーザル選定委員会条例に基づきまして、教育委員会の附属機関として、プロポーザル選定委員会を設置するとともに、委員の委嘱及び任命を行うというものでございます。

「委員会の名称」は、「杉並区立宮前図書館ほか7館指定管理者候補者選定委員会」。

「設置目的」は、「杉並区立宮前図書館ほか7館の管理業務を行う指定管理者候補者の選定に関し必要な事項を調査審議する」というものでございます。

「設置期間」は、「令和6年5月23日から指定管理者候補者の選定を完了する日まで」となっております。

「委員会の委員の委嘱及び任命」でございますが、「区に勤務する以外の者」につきましては、都留文科大学教授の日向良和さん、日本大学教授の大場博幸さん、元・杉並区子ども読書活動推進懇談会委員の中山美由紀さんの3名でございます。

また、「区に勤務する者」につきましては、教育委員会事務局次長と生涯学習推進課長の2名でございます。

私からは以上でございます。議案の朗読は省略させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

**庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、何かご意見、ご質問がありましたらお願ひをいたします。

**伊井委員** すみません。4番の「設置期間」のところに、「5月23日から指定管理者候補者の選定を完了する日まで」とございますが、ちょっとここについてご説明いただけたらなと思います。

**中央図書館長** 本日5月22日以降、告示をしなければいけないので、この委員会を設置しますよと告示するということで23日から。そして、選定委員会は3回を予定してございますけれども、それで候補者が決定します。そこで決定をした段階で委員会は閉じるという形で、今までのプロポーザル委員会は全部そういうふうにやっておりますので、それに倣ってこういうふうな日程を決めさせていただいているところでございます。

**伊井委員** そうしますと、選定を完了した時点でばらつきは出ないということですか。図書館ごとに違いますよね、指定管理者の。そのあたりはどんな感じで進められるのでしょうか。

**中央図書館長** 基本的に今、考えているのは、3つのグループでそれぞれの指定管理者候補者を決めていく。それを同一の委員会内で決定していくのですけれども、もし万が一、例えばそこで1つ決まらないところがあったとしたら、それは決まるまでやっていくという形になります。

**伊井委員** よく分かりました。ありがとうございます。

**庶務課長** ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、教育長、議案の採決をお願いいたします。

**教育長** それでは、採決を行います。議案第46号につきましては原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

**教育長** それでは、異議がございませんので、議案第46号につきましては原案のとおり可決といたします。

それでは、以上で本日予定しておりました日程は全て終了いたしました。本日の教育委員会を閉会いたします。